

海外経済要録

米 国

◇米国、7項目のドル節約計画発表

アイゼンハワー大統領は11月16日対外政府ドル支出に関して下記の7項目にわたる節約計画を発表した。大統領はこの発表に当り、国際収支改善の必要が緊迫したものとなっていること、輸出促進のほか政府の対外ドル支出を削減しなければならないこと、収支均衡化はドルが国際金融の基礎であることから重要であることをとくに強調している。

1. 国防省

- (1) 在外軍人家族の数を現在の48.4万から20万まで削減する。削減は年初めより月15千人の割で実施する。
- (2) 軍事支出および軍事援助関係の域外調達を大幅に削減する。
- (3) P X関係などの外国品買付けを原則として禁ずる。

2. 財務省

国家沿岸警備隊関係に前記1.と同じ措置をとる。

3. 国務省

- (1) 国際協力局（ICA）援助は米国商品サービス調達に重点をおいて運用し、域外調達は最低限に押える。
- (2) 諸外国の関税引下げ、輸入制限廃止、米国への旅行奨励などを要請する。
- (3) 在外公館物資販売所の外国品買付けを原則として禁ずる。

4. 農務省

余剰農産物処理が通常輸出を阻害しないよう努力を強める。

5. 開発借款基金（DLF）

米国品購入のための融資に重点を置く昨年10月の政策を強力に推進し、その他の融資を最低限に押える。

6. 各省各機関

在外駐在員および家族の数を削減する措置を講じ、かつ域外調達の削減に努力する。

7. 報告

各長官は以上の諸措置の実施計画を12月15日までに大統領に報告する。

なお、この計画の実施により国際収支上年間10億ドル

以上の支出節約（うち国防省関係で約5億ドル、ICA関係で約3.3億ドル）が期待されている。1960会計年度の国防省海外支出は30億ドル、うち日本向け3.6億ドル、ICA域外調達は507百万ドル、うち日本向け115百万ドルであった。

◇米国、西ドイツと国際収支につき会談

アンダーソン財務長官およびシロン国務次官は、米国の国際収支改善につき西ドイツの協力を求めるため、11月21、22両日ボンを訪問、エアハルト経済相ら西ドイツ政府首脳と会談した。この会談は米国国際収支問題の性格についての両国の見解の差異などあって所期の成果をあげるには至らなかったが、会談を通じドル問題に対する国際的認識が深まり、また西ドイツの協力的立場が確認されるなどの点で意義あるものであったとされている。

会談の焦点は①西ドイツ駐留の米軍費用6.5億ドルの肩代り、②西ドイツの開発援助新計画10億ドルの内容の2点についての米国の要請であった。西ドイツ側はこれに対し、ドル防衛に対する協力を表明しつつも、これ以上の予算支出は困難であること、駐留軍費負担は占領体制に類似し政治的にも好ましくないことなどをあげて反対、ついに合意をみるに至らなかった。西ドイツは代案として、対米債務6億ドルの期限前返済、対米兵器購入代金前払、IMFでのマルク活用2.5億ドルなどを提示したが、米国代表は収支の危機が構造的なものであるためこれら一時的措置では対処しえないとして西ドイツの代案をしりぞけたと伝えられる。

以上の点を別として、米国はこの会談を通じ、①開発基金を早急に発足させるとともに、その援助はひもつきとせず、かつ寛大な条件のものとする、②対米輸入制限を緩和（家禽、果物かん詰など）する、③NATO分担金比率を引き上げる、④米国よりの兵器買付けを増加するなどの諸点につき西ドイツの確約を得た。

なお、アンダーソン、シロン両代表はボンよりの帰途フランスおよび英国を歴訪、ドル問題への協力を要請した。

欧 州 諸 国

◇英国の公定歩合引下げ

英蘭銀行は12月8日、公定歩合を5.5%から5%へ引

き下げる旨を発表した。これに伴いロンドン手形交換所加盟銀行金利は次のとおり自動的に0.5%引き下げられた。

通知預金	3%
当座貸越 対国有企業	5%
対一流企業	5.5%
対一般企業	6~6.5%

今回の引下げにつき、英蘭銀行スポークスマンは「本日の引下げは5.5%の現行レートが他の主要金融市場の金利に比し不必要に高すぎるため行なわれたものであり、政府の国内金融引締め政策の変更を意味するものではない。」と説明している。

◇英国の本年第3四半期における対外ポンド債務状況
英国の対外ポンド債務は第3四半期中72百万ポンド増

加し、9月末ポンド債務残高は4,347百万ポンドに達した。これは1951年9月以降最高であり、9月末の金・外貨準備1,110百万ポンドの3.9倍に相当する。第3四半期中のポンド債務の増加は、英国植民地以外の海外スターリング地域諸国における保有ポンドが97百万ポンド減少したほか、英国のIMF借款返済により国際機関に対するポンド債務が57百万ポンド減少したにもかかわらず、非スターリング地域の保有ポンドが226百万ポンドも著増したためである。これはドル不安を反映しポンドの地位が相対的に高くなっていることを反映したものであるが、一方英国の国際収支が貿易収支の悪化にもかかわらず、活発なホット・マネーの流入にささえられている点今後の動向が注目される。

ポンド残高の所有者別内訳

(単位・百万ポンド)

区 分	総 計	スターリング地域			非スターリング地域					国 際 機 関
		合 計	植 民 地	そ の 他	合 計	ドル地域	そ の 他 ラテン・ アメリカ	西 欧	そ の 他	
1958年 末	3,976	2,519	880	1,639	834	58	18	408	350	623
59年 末	4,211	2,703	873	1,830	803	60	12	387	344	705
60年3月末	4,179	2,669	895	1,774	822	58	25	408	331	688
6月末	4,275	2,674	874	1,800	940	91	41	489	319	661
9月末	4,347	2,577	874	1,703	1,166	133	60	632	341	604

◇コボルド英蘭銀行総裁の辞任

11月10日英蘭銀行 Cameron Cobbold 総裁は明年6月30日をもって辞任し、後任として Earl of Cromer 氏が新総裁に就任する旨当局より発表された。現総裁は1949年に44才で総裁就任以来2期(1期の任期5年)重任し、さらに2年前引続き第3期目も再選されていたものである。一方新総裁は Merchant Banks 中伝統ある最古の Baring Brothers & Co., Ltd. の出身で City 筋の有力な代表と目されており、最近では駐米英国大蔵省主席代表兼経済担当大使の職にあった。新総裁は現在42才で、ここ1世紀以上にわたり最も若い総裁であり、今後の活躍が期待される。なお同氏は正式総裁就任まで英蘭銀行に非常勤理事として出勤することになっている。

◇西ドイツ・ Bundesbank の支払準備率引下げ

Bundesbank は12月1日の理事会において、居住者

預金増加分に対する法定最高限度の準備率適用措置を廃止する旨決定、同日以降実施した。

廃止の対象となった措置は本年7月以降実施されたもので、本年3月より5月までの平均残高をこえる居住者預金の額に対し、Bundesbank法に定められた最高限度の支払準備率(要求払預金30%、期限付預金20%、貯蓄預金10%)を課することとなっていた。今回の廃止措置の結果、支払準備率は6月以前と等しい率が適用されることとなる。

本措置についてBundesbankとしてはとくに正式な説明を加えておらず種々の臆測を生んでいるが、少なくとも11月10日の公定歩合引下げに続いて、支払準備率政策その他の政策についても従来以上の引締め強化は行なわないことを明らかにしたものと見えよう。

7月以降、市中の預金はおおむね横ばい状態であったため、本措置の直接の影響としては、約3億マルクの準備預金を解除するにすぎず、大きな緩和効果は期待されないが、今後市中銀行の信用創造が容易になるという点

からみて、長期的にはかなりの金融緩和効果を生むことになる。

支 払 準 備 政 策 の 推 移

区 分	措 置 の 概 要	平 均 準 備 率	支 払 準 備 義 務 額 (億マルク)	備 考
1959年10月	(引締め政策開始前)	8.1	71	非居住者預金については1960年1月より、59年11月末の残高をこえる分につき法定最高限度の準備率を適用。
11月	10月末現在の率の10%引上げ	8.9	79	
60年1月	10月末現在の率の10%引上げ	9.7	89	
3月	10月末現在の率の20%引上げ	11.2	105	
6月	10月末現在の率の15%引上げ (ただし貯蓄預金については10%)	12.3	117	
7月	3～5月の平均残高をこえる分につき法定最高限度を適用	12.5	122	
12月	7月の特別措置を廃止	—	—	

◇西ドイツの1961年度予算案

西ドイツ大蔵省は9月末、1961年度連邦予算政府案を発表した。西ドイツの会計年度は従来4月より3月までであったが、今後これを暦年と一致させることに改めたので、61年度はこの新会計年度制の第1年目に当たるわけである。

新年度予算の財政規模は428億マルクと1960年度(60年4月～61年3月の歳出見積り)に比べ25億マルク大幅膨脹を示しているが、この主因は防衛支出の著増(16億マルク)、ならびに社会保障関係費、交通、農業関係支出の増額にある。この反面ここ数年来はじめて住宅建設促進費の削減が行なわれたことが注目される。これは昨年以降公共住宅の建設が景気過熱の大きな要因となっていたことを考慮しての措置にはかならず、ブデンスバンクの相次ぐ削減要望に答えたものといえよう。

一方歳入面は1961年の経済成長率を6%とする見通しに基づき、税収の自然増を27億マルクと見込んでいるが、税外収入の減少が著しいので国債の発行は本年度を6億マルク上回る21億マルク前後となる見込みである。

もっともこの歳入見積りは一般にかなり低めと評されており、名目的な経済成長率も最近では7.4%以上が見込まれるに至っている。実際の税収は予算案の額を15～20億マルク上回る可能性が強い。しかし歳出面も公務員給与の引上げ、NATO負担金の増額、後進国援助

の増加など数多くの増加要因が残こされているので、財政規模は全体として予算案より膨脹するものとみられる。

なお新年度予算の金融面に及ぼす影響は、米英に対する債務償還、後進国援助、防衛資財輸入など対外支払が多額に上るため、本年に引続き引締めに作用するものと考えられる。

西ドイツの1961年度連邦予算案

(単位・億マルク)

区 分	1960年度	1961年度	増 減(→)
(歳 入)			
租 税 収 入	360	387	27
税 外 収 入	24	20	- 4
国 債 収 入	15	21	6
剰余金取りくずし	4	0	- 4
計	403	428	25
(歳 出)			
防 衛 費	102	117	16
社 会 保 障 費	134	138	4
交 通 関 係 費	33	36	3
農 業 関 係 費	26	29	3
住 宅 建 設 促 進 費	17	15	- 2
債 務 償 還 費	15	21	6
そ の 他	76	72	- 4
計	403	428	25

◇ベネルックス経済同盟の発足

1958年2月3日に調印されたベネルックス(ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ)経済同盟条約は、さる6月30日、ルクセンブルグ議会の承認を最後に3国の批准を終わり、11月1日発効した。

条約は、①対域外貿易政策の統一(1961年1月1日までに実施)、②域内における企業経営の自由平等化(1965年11月1日までに達成、以下同じ)、③加盟3国商品の域内自由流通、④労働力移動の完全自由化、⑤農業政策の協調などを規定している。新経済同盟が完全にその機能を発揮するのは1965年以後の予定で、それまでは過度期協定により漸進的に経済統合が行なわれることとなっているが、今回の経済同盟条約発効によりベネルックス3国は、1922年発足のベルギー・ルクセンブルグ経済同盟、1948年以後のベネルックス関税同盟の経験と基礎の上に、さらにその経済協力態勢を固めることとなったわけである。これは本同盟が目的とする小国の結束によるこれら3か国自身の経済発展を可能にすると同時に

に、従来のベネルクス関税同盟が今日の欧州共同市場発足に指導的役割を果たしたと同様、今後の共同市場完成促進に大きな影響力を持つものとみられ、その成行きが注目される。

◇ソ連、ルーブルの平価切下げ

11月15日のソ連政府の発表によると、ソ連は1961年1月1日から、ルーブルの金含有量を現行の0.222168グラムから0.987412グラムへ引き上げ、米ドルに対する為替レートを1ドル対90コペイカ（1ルーブルは100コペイカ）と設定し、同時に国立銀行（ゴスバンク）の買入価格を純金1グラムについて1ルーブルとすることに決定した。

ソ連はすでに本年5月の最高会議において、同じ1961年1月1日から価格標準の変更を行なって、現行の国内経済計算を一律に10分の1に換算するとデノミネーション措置を発表していた（月報5月号参照）。

その際には、ルーブルの平価変更については言及されなかったが、今回の為替レートの変更をデノミネーションと関連して解釈すれば、ルーブルは実際には55.56%切り下げられたと見てよい。すなわち、ルーブルの公定レートは1ドル対4ルーブル（現行）から1ドル対0.4ルーブル（デノミネーションに限ってみた場合）となるはずのところ、今回の平価変更の結果1ドルは0.9ルーブルとなるから実質的には切り下げである。

ソ連は、今回の措置を発表するに当たり、終止「ルーブルの金含有量と為替レートとの引上げ」という表現を用いており、他方、西方では「切下げ」と呼んでいるのは、以上のように両様の解釈が成り立つからである。

従来の1ドル対4ルーブルの平価は実勢に比し割高であったといわれてきたが、今回それが、一応実勢を反映するとみられる旅行者レート（1ドル対10ルーブル）を基準とし、これよりルーブルにやや強く設定されたことは、ソ連がデノミネーション実施の機会に、為替レートを是正しておこうと意図したものと判断できる（この措置に伴い旅行者レートは廃止されることになった）。いずれにしても、西方の対ソ貿易に際して、ソ連の卸売価格と世界価格との比価を容易にする点で、今回の措置はソ連通貨制度における一歩前進とみることができよう。

アジアおよび大洋州諸国

◇インド準備銀行の追加準備預金制度の緩和について

インド準備銀行は、11月11日、きたるべき金融繁忙期（注）に備えて、本年3月以降実施してきた追加準備預金

制度を次のごとく緩和し、即日実施することとした。

なお、本制度は本年3月11日以降、預金純増額の25%を追加準備預金として準備銀行に預入せしめ、さらに、5月6日にこの準備率を25%から50%へ引き上げたものである（月報4、5月号要録参照）。

(1) 現在準備銀行に預入せしめている追加準備預金については、その準備率を50%から25%へ引き下げ、これを、本年3月にさかのぼって適用する（したがって、すでに準備銀行に積み立てられた準備預金の半額は、市中銀行へ返還される）。

(2) 今後当分のあいだ、新規預金増加額に対する追加準備預金制度の適用を停止する。

（注）11月から翌年4月ごろまで農産物（穀物、茶、ジャウト）の収穫および取引が集中し、例年金融繁忙期となる。

◇フィリピンにおける公定歩合の引下げと貿易・為替制限の緩和措置

フィリピン中央銀行は、11月22日から公定歩合引下げなどの金融緩和措置を、また、28日からは輸入為替付加金の賦課率引下げなどの貿易・為替制限の緩和措置を実施した。その概要は次のとおり、

(1) 公定歩合の引下げ

基準再割引歩合 5% → 5%

農工業生産資金貸付優遇レート 4½% → 4%

輸出手形、輸出品包装資金貸付優遇レート 5% → 4%

(2) 商業銀行の要求払預金に対する支払準備率の引下げ

19% → 18%、さらに30日後には17%へ、60日後には16%へそれぞれ引き下げる。

なお、商業銀行の手持現金の50%を新たに支払準備金に含めることを認める。

(3) 輸入為替付加金の賦課率引下げ

昨年7月から、輸入業者に対する外国為替売却に際し、一部重要品目を除き、売りレートのほか別途25%の付加金が課せられてきたが、今回これを20%に引き下げた。これによつて公定レートによる輸入の実効レートは、1ドル=2.50ペソから2.40ペソへ、また、自由市場レートによる輸入は、1ドル=3.75ペソから3.60ペソへとそれぞれ切り上げられることになる。

(4) 輸出為替における自由市場レート適用割合の拡大
輸出為替の買取は、これまでその70%に公定レート、30%に自由市場レートを適用してペソ貨が支払われてきたが、この両レートの適用割合をそれぞれ50%に改めた。これによって輸出の実効為替レートは、1ドル=2.30ペソから1ドル=2.50ペソへ切り下げられるこ

となる。

フィリピン経済は、昨年後半以来の輸出増大（第2四半期は前年同期比30%増）を主因に、外貨事情は引続き改善傾向をたどり（10月末中央銀行の外貨保有高138百万ドル、4月以降40百万ドル増）、また1959/7月～60/6月年度財政も、輸入為替付加金制度の新設などにより、歳入は前年度比17%の増収となり、このため近年累増を続けていた中央銀行の対政府信用も減少に転じ、物価も総じて横ばいに推移している。中央銀行は、かかる事情を背景とし、5月から生産の増大と合理化を図ることを目途として、1957年以降の引締め政策（公定歩合2%→6.5%）に修正を加えている。

一方、貿易・為替面では、さる4月以降、統制の漸進的撤廃政策を打ち出し、為替レートは公定レート（1ドル＝2ペソ）のほか、中央銀行の定める自由市場レート（目下1ドル＝3ペソ）を設け、漸次自由市場レートの適用割合を広げ、4年後には100%の自由化を達成しようとしている。今回の措置もこの政策の一環としてとられたものであるが、同国の貿易の見通しは、砂糖、コブラなど原料品市況の軟調傾向などから必ずしも先行き楽観を許されないので、自由化政策とともに、今後は輸出の一層の増大を図り、金融面からもこれを漸進的に助成しようとするものとみられる。

◇ニュージーランド準備銀行の支払準備率引上げ

ニュージーランド準備銀行は、11月7日、商業銀行の要求払預金に対する支払準備率を34%から36%へ引き上げた（定期預金に対する準備率は10%に据置）。

同行は、通貨調節の手段としておもに支払準備率操作を用い、これまで季節的信用調整のために商業銀行のキャッシュ・ポジション（注）の動向とにらみ合わせながらしばしば準備率の変更を行ってきたが（別表参照）、とくにこの操作により商業銀行のキャッシュ・ポジションを引き締めたのは1958年4月以降1か年間景気の過熱防止のために行なわれたことがあるにとどまっている。今回の準備率引上げについては、準備銀行当局は金融引締めの意図を表明しており、これによって1959年後半来とられてきた工業化促進のための金融緩和方針に修正が加えられたものとして注目される。

ニュージーランド経済は、昨秋来の羊毛輸出の好調を主因に拡大の基調をたどり、物価もおおむね安定を保っているが、最近に至り資金需要の活発化を映じ銀行貸出の増勢が顕著となり（7～10月中27百万ドル増、前年同期は4百万ドルの減少）、また労働者不足が表面化するに至っている。一方、羊毛酪農製品の市況は軟化してお

り、輸出見通しも楽観を許さないで、かかる情勢に対処して今回の措置はとられたものとみられる。

（注）キャッシュ・ポジションとは、商業銀行の対中央銀行預け金より、支払準備金と中央銀行借入金相当額を控除したものである。

支払準備率の推移

変更時期	要求払預金 (%) (7)	定期預金 (%) (3)	商業銀行のキャッシュ・ポジション(注) 百万NZポンド
(法定最低率)			
1960年 3月引下げ	22	10	19.9
4月引上げ	29	10	23.6
5月	32	10	7.0
7月	35	10	8.3
8月	38	10	8.8
9月引下げ	34	10	2.1
11月引上げ	36	10	-8.8

（注）月の最終水曜日の計数、1960年11月は16日の計数。

◇豪州の金融引締め措置

豪州政府は、11月15日、金融引締め政策を発表し、豪州準備銀行もこの線に沿い、25日商業銀行に対し、昨年3月までの間に貸出の削減を図り、とくに輸入金融と月賦販売資金貸出の削減に努力するよう要請した。金融引締め措置の概要は次のとおり、

- 自動車販売税の引上げ、①自動車30%→40%、②オートバイ・スクーター16%→25%。
- 輸入金融、賦払信用金融、不動産・株式金融の抑制。
- 銀行預金・貸出金利の引上げ、①定期預金（3～6ヵ月物）2.25～2.5%→4%、②定期預金（1年物）2.75%→4.5%、③1年以上の定期預金の廃止、④貸出（当座貸越）最高金利6%→7%、⑤貸出平均金利の最高限5½%→6%。なお、貸出金利については、商業銀行に対し、輸入業者在庫金融、賦払信用金融、不動産・株式金融に最高レートを適用するよう要請。
- 生命保険会社、共済基金および貯蓄組合は、総投資高の少なくとも30%を公債の保有に充てるよう立法措置を講ずる。
- これまで転換社債に対する利払資金は損金扱いとされていたが、所得税法を改正して、新規発行分からこの優遇措置を廃止する。
- 会社の利払資金を損金に算入するに当たっては、これに限度を設ける。（前年度実績または1万豪ポンドのいずれか大きいほうを限度とする。ただし、短資業者、住宅組合は従来どおり無制限。豪州では、金融引締めに伴い、会社のなかに高利の銀行以外の特殊金

融機関より借入を求めるものが増加する傾向にあるので、本措置によりかかる借入の間接的抑制を図ろうとするもの。)

豪州政府は、年初来のインフレ傾向に対処して、2月に輸入の約90%を自由化し、その後、新年度予算(本年7月~1961年6月)の健全化、中央銀行の金融引締めなどを行ってきたが、経済は耐久消費財需要の増大、設備投資の活発化にささえられて拡大を続け、輸入の大幅増大にもかかわらず消費者物価指数は4月以降4%見当

上昇を示し、一方外貨は入超幅の拡大を主因に6月以降減少を続けている(10月末中央銀行保有高797百万ドル、6月以降245百万ドル減)。政府は当面輸入制限を復活する意向はない旨を表明しており、今回の措置も、銀行貸出の増大(7~10月中170百万ドル増、前年同期65百万ドル増)、および、これまで金融引締め政策の埒外にあった上記特殊金融機関の業容拡大にかんがみ、これらに対する引締め政策の強化によって景気の過熱を防止しようとするものとみられる。